

有料職業紹介業務委託契約書

減しない。但し、当該採用決定者に係る第6条の報酬から、本条第1項の返還額を控除した残額を第8条の報酬の支払方法に従い支払うものとする。

（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、求職者紹介に対する事項に関して、以下の通り基本契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（基本事項）

甲は乙に対し、甲の必要とする人材の紹介を依頼し、乙は求職者を甲に紹介するものとする。（以下これを「本業務」という）。

第2条（資料等の提供）

甲は乙が本業務遂行のために必要とする資料・情報等を乙の求めに応じ提供する。

第3条（資料等の開示制限）

乙は第2条で甲より提供された資料・情報等を本業務の目的以外に一切使用しない。

2. 甲は乙から提供された求職者の資料・情報等を厳重に管理するとともに、採用選考の目的の範囲以外に一切使用しない。
3. 但し、前項は次の場合を除く。
 - ①相手方から開示を受ける前に既に自己が保有していたもの
 - ②相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となったもの
 - ③相手方から開示を受けた後に自己の責によらずに公知又は公用となったもの
 - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - ⑤相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発したもの

第4条（求職者情報）

乙が人材紹介の実施にあたって甲に提供する求職者に関する情報は、求職者の責任において提供された資料であり、網羅性、真偽に関し保証するものではない。

第5条（採用選考）

甲は求職者を自らが実施する採用選考活動の結果、適当と判断した際は、甲の責任において求職者を労働者として採用する。この際、乙は採用選考活動に関して、甲の求めに応じ、適宜必要な助言を行う。

第6条（報酬）

- 甲は本業務により乙の紹介する候補者を採用した場合（以下「採用決定者」という）、採用決定者の職種および雇用形態に応じた報酬と消費税額分を乙に支払うものとする。報酬は、末尾記載の「報酬規程」に明示するものとする。
2. 採用決定者の勤務開始日から1年以内に雇用形態の変更を合意した場合、甲は乙にその旨を通知するとともに、乙が甲に対し本業務を履行したものとみなし、改めて新雇用形態に基づき甲は乙に本条第1項記載の報酬を支払うものとする。

第7条（基本関連事項）

- 乙が甲に対して紹介した求職者を甲が乙の合意若しくは介添えなしに採用、又は他の紹介会社等を経由して採用を決定した場合、乙に対して第6条に基づく報酬を支払うものとする。甲の関連する機関に採用せしめた場合もまた同様の扱いとする。
2. 甲は本契約の締結後に紹介した求職者を、本契約の終了後であっても、乙に通知する事なく採用しないものとし、乙に通知する事なく求職者を採用した場合は、本条第1項に基づき甲は乙に報酬を支払うものとする。

第8条（報酬の支払方法）

- 甲は末尾記載の「報酬規程」に定める支払期日までに本業務の報酬を乙の指定する口座に振り込む。この場合の振り込み手数料は甲の負担とする。
2. 甲が乙に支払うべき金額が支払期日までに支払われなかったときは、支払額に対し年14%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができる。

第9条（報酬の返還）

- 本業務により入職した採用決定者（以下「本人」という）が、本人の自己都合により退職または本人の重大な過失の責により解雇された場合には、甲は乙に次の通り本業務の報酬の返還を求めることができる。
- ①入職後1ヶ月以内の退職：本業務の報酬の100%
 - ②入職日以後1ヶ月以上2ヶ月未満で契約終了した場合20%
 - ②入職後3ヶ月以内の退職：本業務の報酬の 10%
2. 但し、以下の事由に起因する場合はこの限りでない。
 - ①就業に際する労働条件と内定時労働条件が異なった事に起因する退職
 - ②本人の死亡等不測の事態による退職
 3. 本業務により入職した採用決定者の退職に際し、甲による報酬の支払前であっても、本支払いに関わる債権債務関係は消

第10条（就業辞退）

乙は本業務による雇用契約の成立を保証するものでなく、採用決定者が入職辞退した場合でも、乙は甲に対して一切の責任補償は負わないものとする。

第11条（著作権等使用許諾）

本契約にあたり実施する人材紹介に関して、甲は乙の運営するウェブサイトにおける、甲の求人情報掲載に関して、著作物（企業ロゴ、写真、画像、文章等）の使用を合意したものとする。

第12条（権利譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ずに、本契約及びこれに付随する契約上の一切の権利及び義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせること、または担保に供してはならない。

第13条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に際し知り得た互いの秘密情報及び乙の紹介する候補者の情報に関し、本契約期間内及び本契約終了後も守秘義務を負う。

第14条（個人情報の取扱い）

乙は本業務にあたり必要と認められる限度において、求職者情報として氏名、連絡先、職務経歴書、等の個人情報（以下「個人情報」）を甲に対し開示・提供する。但し、求職者の病歴、併願状況など求人条件に何ら関係ない個人情報については、求職者の事前承諾を得ない限り、甲に開示・提供しないものとする。

2. 甲は乙より開示・提供された求職者の個人情報を、甲の善良なる管理者の注意をもって秘密とし、厳重な管理のもと採用選考の目的の範囲のみ利用するものとする。この乙が紹介した求職者の個人情報は、契約期間中及び契約期間終了後も採用選考に直接関与する甲の役職員以外の第三者に開示または漏えいしないものとする。

第15条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結後1年間とし、有効期限の1ヶ月前までに甲または乙から、変更もしくは解約についての文書による意思表示がない場合は、契約を1年単位で自動更新する。

第16条（身元保証等）

第1項乙は、乙の紹介する求職者につき、身元保証等を一切行わない。

2. 乙の紹介する求職者の職種が医師の場合、求職者が医師資格を保有しているかについての確認等は甲が行うものとし、採用決定後に当該求職者が医師資格を保有しないことが判明し、それにより甲らに損害が発生したとしても、も、乙は一切その責を負わないものとする。

第16条（解除事項）

甲または乙に次に掲げる事由が発生した際、相手方は何ら催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除する事が出来る。

- ①本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- ②相手方に対し、背信行為及び重大な損害または危害を及ぼしたとき
- ③相手方の名誉または信用を著しく毀損する行為があったとき
- ④監督官庁から営業許可等の取消、停止の処分をうけたとき
- ⑤自己の財産について、差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分をうけたとき
- ⑥破産、民事再生手続、会社更生等の申し立てがあったとき
- ⑦災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められたとき
- ⑧暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき

- ⑨自己の関係会社、または自己、もしくは自己の関係会社の役員若しくは従業員に、反社会的勢力が含まれることが判明したとき
 - ⑩自らまたは第三者を利用して、相手方に対し詐欺、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為があったとき
 - ⑪その他各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 前項各号の一つに該当する事由が生じたときは、当該当事者は相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する。
 3. 但し、本契約が解除された場合でも、甲は既に発生した報酬の支払義務を免れないものとする。

第17条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、土浦地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議）

本契約に定めない事項、または本契約書の条項の解釈に疑義が生じた場合は甲乙双方が誠意を持って協議しこれを解決するものとする。

第19条（採用決定後の損害賠償）

採用者が、入職日以後、その業務に関し甲ら及び第三者に対して発生させたいかなる損害についても、乙は一切の責任を負わないものとする。

第20条(反社会的勢力排除)

- 第1項本契約において反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいう。
暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、及び暴力団関係団体
- 2.総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、及び特殊知能暴力集団
その他社会の秩序・市民の安全などを害する行為を行う個人または法人
 - 第2項甲及び乙は、相手方に対し、次の各号について表明し保証する。
(1)自らまたはその役員、実質的に経営権を有する者もしくは従業員等(以下「役員等」という)が反社会的勢力でないこと
(2)自らまたはその役員等が反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係にないこと
(3)自らまたはその役員等が自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の脅迫的言辞、暴力的行為詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害、信用の毀損をする行為等を行わないこと
 - 3.項甲及び乙は、相手方が第1項の規定に該当しまたは前項の規定に違反した場合、何らの催告も要せず本契約を解除することができるものとし、解除の結果相手方に損害が生じても、何らの責任も負わないものとする。
 - 4.甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、自らに損害が生じた時には、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

第21条(管轄裁判所)

本契約から発生する紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は土浦地方裁判所とする。

■報酬規程

≪報酬の支払≫

職種	医師			薬剤師・看護師・看護助手・生理検査技師・放射線技師・臨床工学士・理学療法士
雇用形態	常勤	定期非常勤 ^(※1)	スポット非常勤 ^(※2)	不問
算出方法	想定年収 × 20% ^(※3)	想定年収 × 20% ^(※3)	各勤務単位の給与 × 20%	想定年収 × 20% ^(※3)
支払期日	入職月の当月末日		請求締日の翌月末日 ^(※4)	入職月の当月末日

- ※1 「定期非常勤」とは次の各号のいずれかに該当する雇用形態のことをいう。

①週所定労働日の一部を定期的に勤務する場合。

②1日の所定労働時間の一部を定期的に勤務する場合。
- ※2 「スポット非常勤」とは次の各号のいずれかに該当する雇用形態のことをいう。

①週所定労働日の一部を単発もしくは不定期に勤務する場合。

②1日の所定労働時間の一部を単発もしくは不定期に勤務する場合。
- ※3 「想定年収」とは月例給与（諸手当含む）及び賞与の1年分とし、下記計算方法にて算出する。

①（月額固定給（②）＋想定される変動給）×12 ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

②基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋資格手当＋その他諸手当（通勤手当は除く）
- ※4 「請求締日」として、毎月末日を報酬額算定日の締日とする。

本契約成立の証として本契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々が1通を所持する。

2024年 #月 #日

（甲）

印

（乙）

印